

「軽自動車税」延滞金に算定ミス

杉並区が7月3日に納期限内に納税のない方へ発送した軽自動車税の催告書の延滞金計算プログラムに誤りがあり、延滞金の誤請求があることが、7月29日に発覚しました。この誤請求は、平成26年の税制(条例)改正による延滞金計算割合が、プログラムに反映できていなかったためで、8,440件を発送した内900件で、不必要な延滞金が加算されました。

既に、支払い済みの納税者には、速やかにお詫びの文書と還付手続きのための書類を送付するとともに、区窓口での支払いに関しては、その場で正しい納付書を発行し、支払いをお願いすることとしています。

平成26年1月1日から、区民税等の延滞金の計算割合が下表のとおりに変更。 7月3日に発送した納付書は、変更前の計算割合で通知。

区民税等の延滞金の計算割合

項目	25年12月31日まで	26年1月1日以降
納期限後1カ月以内	4 . 3 %	2.9%
納期限後1カ月以後	14.6%	9 . 2 %

7月3日に発送した納付書は、7月14日が納期限となっています。7月29日現在、誤請求の900件の内53件71,400円の納付を確認しています。

再発防止策

延滞金に関連するすべてのシステムの総点検を行うほか、今後も二重三重の確認が行える体制を構築していきます。

田中良区長コメント

課税は、厳に正確で適切であることが求められます。今回の誤りについては、 区民の信頼を失いかねない重大な事案と考えています。皆様に深くお詫びすると ともに、今後、再発の防止の徹底と正確で公平な課税業務を行うよう努めていき ます。

【問い合わせ先】

区民生活部課税課 03 - 3312 - 2111 内線 1201